

横浜創学館高等学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめ問題では、学校が一丸となって未然防止から事後対策までを講じ、生徒に安全安心の学校生活を保障していくことが大切であると考えます。また、いじめの未然防止・対策においては、生徒、保護者、学校がそれぞれの立場を理解し、協力することが不可欠であるとも考えております。「いじめは絶対許さない」「誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得る」という認識を持ち、基本方針を策定しました。

1・いじめの定義

「いじめ」とは、学校の内外を問わず当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを介して行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、形式的に行うことなく苦痛を感じている生徒の立場に立って行うことが必要です。また、生徒の様子を細かに観察することなどを含め、「いじめ防止対策委員会」、または、その委嘱を受ける「生徒部」と「学年」が協議してその認知を行っていきます。

2・いじめの防止

①・学級経営の充実

- ・正しい言葉遣いができ、規律と活気のある学級作りをすすめます。
- ・お互いが大切な存在であり、個人差を認め合うことが大切であることを指導します。

②・学級・学年活動の実施

- ・ホームルームや学年集会などで、全体に注意を促します。
- ・問題が発生した場合や目撃したときは、速やかに教員に報告するよう指導します。
- ・周囲の人と協力しやすい雰囲気と相談しやすい環境作りに努めます。

③・早期発見・対策

- ・保護者面談、保健室との連携、アンケート調査などから、「いじめ」の早期発見に努めます。

④・家庭との協力

- ・入学予定者オリエンテーションや学級懇談会を通じて、いじめ防止といじめの早期発見について理解と協力を求めます。

⑤・教職員の研修

- ・生徒部または学年主催の教職員対象の研修を行い、現在の高校生を取り巻く問題について理解を深めます。

3・いじめへの対応

①・いじめの情報把握

②・いじめ防止対策委員会の編成

- ・情報把握から速やかに関係職員への報告、聞き取りなどから事実関係の調査を行います。
- ・学校長、副校長または教頭、生徒部長、学級担任、部活動顧問等から委員会を編成します。

③・対応方針の決定・役割分担

- ・対策委員会は、情報の整理、対応方針の決定、役割分担などを行い、事実究明への着手と関係生徒の支援や指導をします。
- ・「いじめ」被害者、加害者、周囲の生徒への指導は複数教員で対応します。

④・保護者への連絡・報告

- ・「いじめ」被害者、加害者双方の保護者への連絡・報告を行います。

⑤・重大事態への対応

- ・いじめられた生徒の安全や安心して教育を受けられる環境を確保します。
- ・いじめられた生徒などに対して、教育的対応を行います。
- ・重大事態に対応するために、関係機関、専門家等との連携を図ります。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべきだと判断した場合は、警察との連携を行います。
- ・重大事態発生については、学校法人翔光学園、神奈川県への報告を行います。
- ・重大事態の調査結果について、関係機関などの再調査に協力します。